個人9

受付	令和 7年 8月 26日 午前・午後 9時 00分

一般質問（代表・個人）通告書

令和7年8月26日

尾張旭市議会議長　殿

氏　名　柳原利宏

尾張旭市議会会議規則第５０条第１項の規定により９月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1　質問事項　　2件

2　質問方法

	1回目　一括質問、一括答弁 再質問以降　質問事項（大項目）ごとに一問一答
○	1回目から　質問事項（大項目）ごとに一問一答

↑選択する方法に○を付す。

尾張旭市議会 受付 -7.8.26 第一号

別紙　　氏　名　榊原　利宏

質　問　事　項 No.　１－１	上下水道料金の値上げについて
要 旨	現在、全国各地の自治体で上下水道料金の値上げが実施又は検討されています。 本市についても上下水道事業経営審議会を開催し上下水道料金の改定を検討しているところです。上水道は平均改定率 11.0%、口径 13㎜ 使用料 30 ㎥ で２か月ごとの水道料金が現状 4,015 円が 4,565 円となる案が出されています。下水道は基本使用料を現行 1,200 円を 1,600 円に 400 円値上げ、従量使用料一律の改定率でいくのか、一律の改定額でいくのか検討し、一律の改定額で改定すると小口の使用者ほど負担の増加が大きくなるため、一律の改定率でいく模様です。 改定理由については、他自治体を見てみると全国共通と言えるようなところがあるようですが、いかなる理由があっても住民の負担能力を超え、命の水の利用もままならなくなるようなことがあってはならないと考えます。今回の質問は上下水道の値上げについて、その適正か否かをただし、値上げの回避や抑制を求めるものです。 （１）　水道料金改定の必要性について ア　水道料金改定の必要性や理由について イ　管路耐震化の費用はどう料金改定に反映されているのか 第２回上下水道事業経営審議会の資料では、水道管耐震化計画について、幹線水道管は令和 18 年までの完成を目指し、今後約 29 億円の整備費を見込む。それ以外の配水管も、今後毎年約２億円から３億円、令和 19 年度以降は大量更新期に対応するために、３億円から５億円程度の更新費を見込む（【水道編】（第２回）Ｐ６）、とあります。幹線水道管でいうと料金算定期間である令和８年度から１１年度には、これらの管路の耐震化の費用は料金改定案にどのように反映されているのでしょうか。

※　申し合わせ事項に留意する。

別紙　　氏　名　榊原　利宏

質　問　事　項 No.　１－２	上下水道料金の値上げについて
要 旨	（２）　愛知県営水道の料金値上げについて 県の水道事業は電気料金値上げで４億円の赤字になると言われていましたが、令和５年度の愛知県水道事業決算では、４億円の黒字で利益剰余金約 34 億円計上しています。それでも２段階に分けて値上げし、本市の受水費の上昇となります。 愛知県市長会が令和５年９月 12 日に出した県営水道料金値上げに対する要望書では「県営水道料金の改定は、受水団体である市町村の水道事業者に与える影響が大きく、市民に負担を求めることになるため、短期間の電気料金等の動向だけで改定の方向性を示すのではなく、各事業者の意見を聞きながら十分な検討期間を設けて協議を進めること」としていました。愛知県営水道受水団体協議会連絡会も同様の要望を提出していました。 県は黒字なのだから値上げ理由がなくなっています。値上げを撤回し再検討を求めるべきではありませんか。 （３）　下水道使用料改定の必要性について ア　下水道使用料改定の必要性や理由について イ　算定期間以降の下水道使用料改定の見込みについて 今回の案では値上げ幅 25.7%で大きい。これだと再び改定する必要性の有無はどうですか。 （４）　上下水道への一般会計からの繰入れについて 上下水道事業経営審議会では委員から、料金値上げを回避・抑制するための意見が出されています。上水道では次の意見です。「料金を値上げするのではなく、一般会計から補填していただくことはできないのですか。料金値上げ以外の方法を見出すことができれば、市の魅力につながり人口も増えるのではないか」という意見。下水道では次の意見です。「下水道の普及率は 89.5%で、その約９割の方が使用している。ほとんどの方が使用している状況でも一般会計繰入れはできないのか」という意見です。これに対して、市は「独立採算制の事業の原則から必要な経費を料金で賄う一般会計からの補填は公平性の観点から難しい」といった回答をしています。

※　申し合わせ事項に留意する。

別紙　　氏　名　榊原　利宏

質　問　事　項 No.　１－３	上下水道料金の値上げについて
要 旨	委員の意見には、「上下水道に一般会計から繰り入れても、市民の皆さんが不公平と感じることはない」という気持ちがあるのではないでしょうか。 使用した量に応じて料金を支払うことは当然です。問われているのは、料金全体が高騰し、市民生活を圧迫するようであれば一般会計繰入れで値上げを抑制することについて、市民合意が取れないことではない、むしろ歓迎されることと考えますが、改めて市の見解を伺います。 （５）　水道料金の福祉減免制度創設を ア　水道料金福祉減免の水道事業者としての考えについて 昨今の物価高騰の中、命の水の料金値上げは弱者にとっては大変重いものになります。生活に困窮している人に水を安心して使ってもらうために、福祉施策として水道料金も減免をする必要があります。 日本水道協会は令和２年３月、『水道事業における公費負担のあり方について～アンケート結果を踏まえた現状と課題～』という調査報告を出しています。そこでは、「地方公共団体における社会的配慮として実施する福祉施策等である水道料金の低料金制度、減免措置などは、地域の特性に応じて一般会計等が実施する福祉施策にほかならず、独立採算を旨とする公営企業の水道料金収入で負担する性質のものではないことから、当該経費の全部について一般会計等において負担すべきと考える」と提起しています。公費負担の枠を広げる提案がされています。 日本水道協会の示す福祉減免の考えについて、本市の水道事業者としての考えを伺います。 イ　福祉部門の考えについて 名古屋市は生活保護世帯や高齢者世帯などに減免しています。高浜市では生活扶助世帯、老人世帯、重度の心身障害者世帯、母子世帯、父子世帯、父母のいない児童扶養世帯を対象に月額340円を軽減する制度があります。 こうした福祉施策は市の一般会計から負担するべきものですので、福祉部局に考えを伺います。

※　申し合わせ事項に留意する。

別紙　　氏　名　榊原　利宏

質　問　事　項 №.　２－１	高齢者外出支援事業のタクシー利用券の見直しについて
要 旨	高齢者外出支援事業では、タクシー利用券、市営バスあさぴー号利用券とも、その利用目的を多い順に並べると、病院への通院、買い物・食事、最寄りの駅まで（タクシー）、娯楽・レジャーとなっています。 しかし、そうした外出の目的に水を差す、意欲を阻害するような状況が生じています。高齢者の外出の目的を阻害する要因としては、 ・医療費窓口負担の増加（1割負担から２割負担になった人が増加） ・物価の高騰 ・年金の実質的引下げ などが考えられます。 高齢者外出支援事業はアンケートを重ねて改善されてきています。この 3 月議会の答弁では、「タクシーの利用券という限定的な範囲で見直しを図るのではなく、高齢者の外出支援という本来の趣旨にかなう事業へといかに改善することができるか、」ということでした。私が考えるには、高齢者の外出支援の本来の趣旨とは、高齢者が家に引きこもらず元気に外出して社会参加し、あわせて地域経済に年金を入れて地域内好循環を作る、ということです。 （1）　「高齢者の外出支援という本来の趣旨」について この趣旨は具体的にはどういうことか伺います。 （2）　今年度のアンケートの結果について 高齢者外出支援事業はこの春に高齢者を対象にアンケートを実施している。今年度のアンケートの概要、結果はどうだったか伺います。

※　申し合わせ事項に留意する。

別紙　　氏　名　榊原　利宏

質　問　事　項 No.　２－２	高齢者外出支援事業のタクシー利用券の見直しについて
要 旨	（３）　具体的改善案について タクシーの初乗り運賃が事業開始時の２００１年３３９円から、４９５円と1.5倍になっていることもあり、タクシー利用券が大きな改善ポイントになります。一方、タクシー利用券の利用が増加すれば予算増加額も大きくなります。 ア　2024年度の交付、利用実績について 2024 年度のタクシー利用券の交付枚数、利用数、利用率、利用金額及び2024年度の市営バスあさぴ一号利用券の交付枚数、利用数、利用率、利用金額はどうだったか伺います。 イ　タクシー利用券改善の検討状況について タクシー利用券は利用数･利用率で見ると市営バスあさぴ一号利用券に比べて少ないが、利用金額では約８割をタクシー利用券が占める。改善は予算増を伴うが、必要な予算確保を含め、タクシー利用券検討状況はどうなっているのか伺います。

※　申し合わせ事項に留意する。